

学等へ通牒

〔昭和十二年十月〕

(注記1) 発専一四九号
 (注記2) 定決裁 10月22日 文書課長
 (注記3) (注記4) 送 発 10月25日 起案者
 (注記5) (注記6)

昭和十二年十月九日起案

学務課長

専門学務局長

次官

普通学務局長

実業学務局長

会計課長

案

(注記7) 年月日

(加筆) (5) 直轄学校長

(加筆) (6) 公立大学長

(加筆) (8) 公立高等学校長

(注記9) (8) 公私立専門学校長 (実業専門学校ヲ含ム)

今次ノ事変ニ関シ曩ニ本年七月三十一日發普一〇四号通牒ノ次第モ有之〔現役又ハ(川島)〕(加筆) 応召ノ学生生徒及派遣応召軍人ノ子弟タル学生生徒ノ取扱方ニ付テハ夫々適當ニ処理相成居ルコト、被

宛

次官

- (注記8) (進藤) (田所) (武田)
- (注記8) (伊藤) (山本) (市原) (福岡) (南田)
- (注記8) (石井) (大野) (川井) (美作)
- (注記8) (江田) (伊藤) (山本) (市原) (福岡) (南田)
- (注記8) (百方) (官内) (横田)
- (注記8) (乙黒) (川井) (美作)
- (注記8) (春山) (柳瀬)
- (注記8) (有光) (有原)
- (注記8) (横山) (宇野) (藤野) (小笠原) (伊藤) (朝比奈)
- (注記8) (堀池) (横山) (宇野) (藤野) (小笠原) (伊藤) (朝比奈)
- (注記8) (伊東) (堀池) (横山) (宇野) (藤野) (小笠原) (伊藤) (朝比奈)

(下 札)

存モ特ニ左記事項御〔了知〕〔留意〕ノ上万遺憾ナキヲ期セラレ度
此段依命及通牒

記

一、現役又ハ応召ノ学生生徒ニ対シテハ〔学則規定ニ関ラズ〕〔川島〕

左ノ通取扱フコト

〔但シ学則ニ規定ナキ場合ハ此ノ際改正手續ヲナスコト〕〔川島〕

(一) 服役又ハ応召ノ期間中ハ休学等ノ取扱ヲナシ授業料等ノ

免除ヲナスコト

(二) 服役満期又ハ召集解除ノ場合ハ原学年以下ニ復シ修学セ

シメ授業料等ハ月割ヲ以テ納付セシムルコト

(三) 右復学者ノ進級及卒業ニ付キテハ出席日数ニ多少ノ不足

ヲ生ズル場合ト雖モ事情ニ依リテハ平素ノ成績補講追試

驗若ハ見込点等ヲ以テ特別ノ取扱ヲ為スヲ妨グズ但シ此

ノ場合ニ於テハ予メ本省ノ承認ヲ経ルコト

(注記10) 二、派遣及応召軍人ノ子弟タル学生生徒ノ授業料減免ニ付キテ

ハ其ノ父兄等学費出資者ノ応召ニ依リ学費支弁ニ困難ヲ来

シタル者ニ付其ノ事情ニ応ジ授業料等ノ免除若ハ減額ヲナ

スコト

三、前二項ハ学則ノ規定ニ関ラズ之ヲ実施スベキコト

〔加筆
参照〕

発普一〇四号

昭和十二年七月三十一日

文部次官

直轄学校、公私立大
学、高等学校、専門学
校、実業専門学校 宛

今回ノ北支事変ニ関シテハ去ル七月十二日付通牒スル所アリタ
ルモ事態ノ推移ニ鑑ミ国民拳ツテ愈々奉公ノ精神ヲ振作昂揚ス
ルト共ニ派遣応召ノ軍人ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルコトハ刻
下極メテ緊要ノ事ト認メラルルニ付左記事項ニ関シ適當ナル措
置ヲ講シ万遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒

記

一、教職員タル者ハ克ク其ノ重責ニ鑑ミ愈々自奮自励以テ一層

其ノ職務ニ精励シ益々国民精神ノ振作ニカムヘキコト。

二、教職員ニシテ、応召者アル場合ハ同僚職員ヲシテ努メテ之

カ職務ヲ分担セシムルコト。

三、派遣応召ノ軍人ノ子弟タル学生生徒ノ授業料ノ減免其ノ他

学業ノ継続ニ付テハ、適當ナル方法ヲ考慮スルコト。

四、学生生徒ノ氣風ノ振作ニ留意スルト共ニ時局ニ鑑ミ其ノ風

紀ノ肅正ヲ図リ苟モ浮華遊惰ニ流レサル様力ムルコト。

五、学生生徒ノ弁論會其ノ他集會、学校新聞、校友會雜誌及学生

生徒ノ組織スル諸団体ニ付テハ、時局ニ鑑ミ特ニ之カ言動、内

容ニ注意ヲ払ヒ、思想傾向ニ留意シ其ノ指導ヲ謬ラサルコト。

六、学生生徒ニ対シテハ学科教授ノ際、其ノ他適當ナル機會ニ

於テ時局ニ関スル講話等ヲ行ヒ以テ其ノ認識ヲ深メ先恤兵

犒軍等ノコトニ参加協力シ国民精神ノ昂揚ニ力メシムルコト。

(注記1)

「要文部時報登載」

(注記2)

「>」

(注記3)

「済」

(注記4)

「12.10.19」

(注記5)

「10.11」

(注記6)

「12.10.11」

(注記7)

「記録掛 15・8・17 受領」

(注記8)

「要再回□」「スミ」

(注記9)

「八」(簿冊内件名番号)

(注記10)

「>」

(注記11)

「八月二十一日／文部時報」

(下札)

①種別 よ一／聯繫 /登録追加 /件名 直轄学校等へ通牒

現役又ハ応召ノ学生生徒ニ対シテノ取扱方ノ番号 発專一四九ノ

結了年月日 昭一二 一〇 二五 /保存年限 ムキ /枚数 4

〔自昭十一年至昭十五年 学生生徒総規
第五冊〕 文部省 3A, 32—6, 2454